

# 牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2020.04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 号外！ ～東海建設軀体工業会～

牟田事務所が事務局を務める東海建設軀体工業会、にわかにザワツイています。  
2月28日、昨年4月に新設した在留資格「特定技能」の建設分野に、やっと「とび」など7  
業務区域を追加すると閣議決定しました。

私たちがお手伝いをするは、「とび職」です。

東海軀体は、これまでは、ゼネコンの一次名義人である正会員と、足場のリース業等を営む賛助会員だけで構成され、会員数も30社近くで顔が見える団体です。

そこへ、技能実習生を3年無事修了した外国人の方をそのまま一般社員さんと同じように雇用し続けることができる「特定技能」での在留資格に変更するには、(一社)建設技能人材機構(通称：人材機構)の会員である必要があるのです。と言っても、一般企業が人材機構の会費を払って会員になることは現実には難しい！

東海建設軀体工業会(略して東海軀体)は、(一社)日本建設軀体工事業団体連合会(通称：日本軀体)を構成している団体です。日本軀体は、(一社)建設技能人材機構の会員です。つまり、東海軀体の会員になれば、人材機構の会員とみなされるってわけです。

といわれても、東海軀体には正会員と賛助会員しかありません。特定技能労働者を採用する会社さんのた

めの資格が必要と言うわけで、「特定会員」と言う名称の会員を創設！

「会則」(会社でいう「定款」)を変更する必要があります。会則を変更するには総会で3分の2以上の賛成が必要となります。

予定していた総会、そうですコロナで中止！ 急遽書面決議です。

さあ、事務局は、入会申込書等の作成、う～ん 今時ホームページから DL(ダウンロード)していただいた方が便利！ ということで自前でホームページ作成に着手「只今工事中」(笑)。加入証明書も作って…。

そうこうしているうちに入会申込みの電話がチラホラとかかかってきます。

あ～慌ただしい。でも、新しいことが始まるっていうワクワク感、嫌いじゃないし！



これを読んでくださっている皆さま！ これから外国人の方の雇用をお考えなら、東海軀体事務局で登録支援機関の牟田事務所へ一報くださいね。応援します。

## ★運送業★

### ～コロナの影響を逆手に安全の底上げを！～

コロナの影響で運ぶ荷物によっては休車車両が増えた、あるいは4月からは暇になってしまおう！など、今後の影響を不安視する声が上がってきています。不安なのはドライバーさんもきっと同じ！

そこで運送業の人事にも強い事務局としては、社内体制等見直しをしてドライバーさんが安心して働けるようお伝えしています！

## 賃金 見直し～無事故手当、安全運転手当～

お給与はなるべく下げずに、従業員になんとか我が社で頑張ってもらいたい！

では手当を見直してみましよう！事故さえなければ一律〇〇円！で支給している場合、金額を下げるのではなく、**支給要件の引き上げ**を検討しましょう。

こんな時代だから荷主や元請もピリピリムード。より一層の安全が求められます。クレームが入ったら1か月分は支給しないなど、より一層ドライバーさんが安全に配慮してくれるよう努めたいですね！

倉庫内作業や、積込時の安全行動にも徹底してもらいたいものです。リフトをカッコつけて不安全な状態で操作したり、パレットや高いところに乗ったり、ありえないと思うかもしれませんが、労災ってこういう行動から発生するんです！再度手当の支給要件を見直すこと（賃金規程の改訂が必要な場合があります）や社内巡視を行うなどこの時期だからこそ必要そうですね！



## 法定教育（改善基準告示 1366号）や適性診断、健康診断の実施

せっかくの機会だから、今のうちにやらなきゃいけないこと、やっちゃいましょう！

年間通して12項目の教育や、適性診断の未実施のドライバーがいれば予約が取れるうちにやっちゃいましょう！

健康診断は今病院に行くのが心配。という声もありますが、気にならないようであれば前倒して予約しても良さそうですね！

何でも、やるべきことをドンドンやって突き進む！

ピンチをチャンスに

## 運行管理体制

休車が発生した場合、3人を2台で回すなど、効率的な車両運用で固定費を抑える事ができそうです。

仕事を確保するために運賃を下げる事業者も増えているようですが、ゴールデンウィークに向けて多少輸送量は増えることも見込まれます。あるいはコロナ終息時にドライバーさんが離職して、仕事が受けられない！とならないためにも社内全体で安全の底上げを図り、運賃維持に努めたいですね。

## ★産廃業★

### ■ごみ処理費増加で悲鳴！ ～他人ごとでは済まないごみのお話～

春のぽかぽか陽気ですっかり上着いらすの沖縄県那覇市で、今年4月1日からの資源ごみの処理方法の変更がありました。各自治体でもちよくちよくある「春からごみの出し方が変わります」というものですが、これを受け、今飲食店経営者や一部の回収業者から悲鳴が上がっています。

**沖**縄では、これまでは飲食店やコンビニなどから出される缶類やびん類、ペットボトルといった資源ごみは回収業者に依頼し、市の資源化施設に持ち込むケースが多かったのですが、(産廃をごっそり一廃に混ぜた状態での搬入など)不適切な持ち込みが多かったため、しびれを切らせた市が「資源化の妨げとなる不適物の混入が多く見受けられ、再生利用や適正処理に影響を及ぼしている」という理由で方針を変更。4月からはこれらを“産業廃棄物”として処理することになりました。

**運**ぶものが“産業廃棄物”となると、排出場所および運搬先の「産業廃棄物収集運搬業許可」を持った業者でないと運搬することができません。飲食店・小売店にとって回収・処分費用は可能な限り抑えたい出費のひとつなのですが、安価に回収してくれる産廃処理免許なしの回収業者には今後頼めなくなります。

那覇市内の酒店では、これまで産廃処理免許を持たない業者に年間80万円で回収を依頼していたのですが、今回の変更を受けて産廃収運業者と契約。資源ごみ回収では1キロ十数円～程度のところ、産業廃棄物は1キロ200円程度になるため、処理のための年間契約料は130万円に！一気に50万円も跳ね上がった処理費のためボーナスも払えず、社員の生活を守るためには販売料金に上積みするしかない状況へ追い込まれてしまいました。

こうした状況が続くと、処理費用の高さから今後家庭ごみとして出してしまう排出業者や、不法投棄をする運搬・処理業者が増えてもおかしくはありません。

**な**んだ、沖縄の話か～ 資源ごみは関係ないや～と思われるかもしれませんが、処分方法の変更・処理費用の高騰という点では、他人事ではありません。愛知県を含む中部地方は、廃プラの処理が特に逼迫している地域のひとつです。中国の輸入規制による廃プラの飽和に伴い、中間処理業者では保管料金の値上げをせざるを得ない状況、排出事業者においても売却価格の低下を受けて産廃にせざるを得ない悪循環が続いており、同じようなことが起こりうる可能性は十分にあります。

一応、先的那覇市の件では、空き瓶や空き缶に限っては、産廃業者でなくても、再生処理施設に運搬可能な業者にも依頼できるとしているの、すぐさま家庭ごみが激増したり、不法投棄が増えるようなことはなさそうですが、ごみの問題は誰にとってもどこであっても他人事にはなりません。「事業活動に伴い出てくるごみは、きちんと産業廃棄物として事業者の責任で処理する」という原則を今一度見直し、排出者・運搬業者・処理業者とも業界一丸となってよりいっそうリサイクル促進・排出抑制に取り組んでいかなければいけませんね。

## 登録支援機関 牟田美智代事務所

### ★外国人の採用を検討している方は必見！★

外国人の雇用を検討されている事業主様、採用担当者様で留学生の採用をご検討されていらっしゃる方はいませんか？

昨年12月に**牟田事務所も登録支援機関**として登録されました。なんせ新しい制度ですから日本中の登録支援機関が初仕事。牟田事務所も早く初仕事を経験いたしたく、先着3名様に限り〇万円でお受けします。小泉的にはタダでも、やらせて頂きたい気分です！（今だけです）

登録ほやほや  
今だけチャンス！  
先着3名様に限り〇万円  
詳細は担当小泉までどうぞ

### 即戦力を「特定技能」でゲット！

### 外国人も牟田事務所

#### 1 費用負担が少ない

技能実習生と異なり、監理団体等への毎月の負担金がありません

#### 2 実務経験豊富

3年程度の技能実習生期間に、日本の風土文化を学び、業務についても一定の能力を兼ね備えている。

※だからと言って、誰でもすぐに特定技能で外国人労働者を雇用できるかと言うとそうではありません。場合によっては、国内外で試験に合格して頂く必要もありますし、日本語もある程度必要でしょうし、職種によって大きく異なります。



建設業関係においては（一社）建設技能人材機構（JAC）への入会や、建設業許可、本人の建設キャリアアップシステム登録（UCCS）等をクリアしていく必要がありますし、入管へ提出する「**在留資格変更認可申請**」！こちらの許可が下りるのに4か月程度もかかるというから…。さあ、興味のある方は牟田事務所と一緒に挑戦しましょう。できるだけ早くスタートした方がいいですね。

## コロナ…休業等 牟田美智代事務所 全面的支援！

### コロナ小学校等休業助成金<sup>延長</sup>

コロナ影響**雇用調整助成金**が拡充なされています。

今、牟田事務所は、建設業・運送業・産廃業を問わず、許認可も含めた全員がコロナ対応可能です。お客様とお客様の関係先様のコロナ影響による休業等について牟田事務所総力を挙げてお手伝いをさせていただきます。

事務所スタッフまでお気軽にご連絡ください。

